令和7年度決算に基づく健全化判断比率（令和8年度公表分）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき健全化判断比率を公表するものです。平成19年度決算から毎年この時期に公表を行います。

	実質赤字比率（%）	連結実質赤字比率（%）	実質公債費比率（%）	将来負担比率（%）
荒尾市（R7）	―	―	10．4	87．2
早期健全化基準	12．94	17．94	25．0	350．0
財政再生基準	20．00	30．00	35．0	なし

※将来負担比率は、財政再生基準が定められていません。

表の数値［荒尾市（R7）］が荒尾市の昨年度決算に基づく各指標の数値です。

荒尾市の数値が一つでも早期健全化基準を超えた場合

財政状況が悪化した要因の分析結果を踏まえ、財政健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に財政の早期健全化を図っていくこととなります。

荒尾市の数値が一つでも財政再生基準を超えた場合

より厳しい財政再生計画を策定しなければなりません。具体的には、住民税等の税率の引上げや使用料・手数料の値上げ、徴収率を上げるための計画、事務事業見直しや組織合理化等の歳出削減措置などを盛り込んだ計画を策定し、国のより強い関与の下において、必要最小限の期間で早期健全化基準を下回るよう財政再生を進めていくこととなります。

【実質赤字比率とは】

標準財政規模（通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模：荒尾市は約130 億円）に対する一般会計の赤字の割合です。令和7年度は、一般会計が黒字（赤字でない）のため数値が出ていません。

【連結実質赤字比率とは】

一般会計だけではなく、国民健康保険事業、介護保険事業などに係る特別会計や水道事業、下水道事業及び病院事業の公営企業会計も含めた荒尾市全体における赤字額を標準財政規模で割った割合です。令和7年度は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の収支合計が黒字（赤字でない）のため数値が出ていません。

【実質公債費比率とは】

一般会計の公債費（借金の返済額）だけでなく、公営企業会計等の公債費に充てるための繰出金、有明広域行政事務組合及び大牟田・荒尾清掃施設組合の公債費に対する負担金なども含めたものを実質的な公債費と捉え、それらにより、標準財政規模相当の一般財源が正味どのくらい費やされているかということを指標化したものです。

【将来負担比率とは】

将来負担比率は、市の決算に表れない部分についても幅広く捉えるもので、将来負担額としての地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（後年度に支払う経費として議会承認を受けている額）、公営企業債のうち一般会計で負担する見込額、一部事務組合の地方債のうち荒尾市の負担見込額、退職手当負担見込額（職員が全員自己都合で退職したときに見込まれる退職金の額）、第三セクター等の負債額等負担見込額、連結実質赤字額、一部事務組合実質赤字額の荒尾市の負担見込額が含まれています。

また、逆に将来負担額の経費に充てることが見込まれる金額は、将来負担比率算定時に差し引くこととなっています。具体的には、地方債のうち交付税として措置される見込額、公営住宅に係る地方債残高のうち住宅使用料収入で賄われる見込額、基金の残高などです。

数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きいことを示します。